

防災マニュアル

有限会社 いちばん館

多機能型事業所 キッズゆうゆう

1 目的および適用範囲

このマニュアルは、消防法第8条第1項に基づき、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。
また、このマニュアルで定めたことは、(有)いちばん館 が運営する多機能型事業所 キッズゆうゆう において、利用する者、職員すべての人員が適応となる。

2 方針

火災等は不測の事態において生じるものであるため、職員は平素から火気、危険物、火災等の原因となるものの取り扱いには細心の注意を払わなければならない。
万が一、火災震災の場合は人命安全を最優先とし、特に利用児の避難誘導に重点を置くこととする。

3 防火(防災)管理者とその権限

防災責任者・・・

火元責任者・・・

- ・ 日常の火元等の管理
- ・ 避難誘導先の確認及び防災事項発生時の児童避難誘導 等

防火管理者・・・

- ・ 消防署等関係機関との連絡調整
- ・ 防災事項発生時の指揮 等

4 災害別避難所

※指定緊急避難場所(緊急時に一時的に避難する施設)・・・①

※指定避難場所(自宅に帰れない場合に避難生活可能な施設)・・・②

※①と②の機能をもつ施設・・・③

・ 土砂災害・地震・・・成名小学校 野村 135-2 0868-29-1505 ③

成名公民館 野村 134-3 0868-29-3207 ③

・ 洪水・土砂災害・地震・・・東部小体育館 草加部 1186-1 0868-29-3221 ③

草加部グラウンド 草加部 1144-8 ①

○緊急時対応体制の拠点

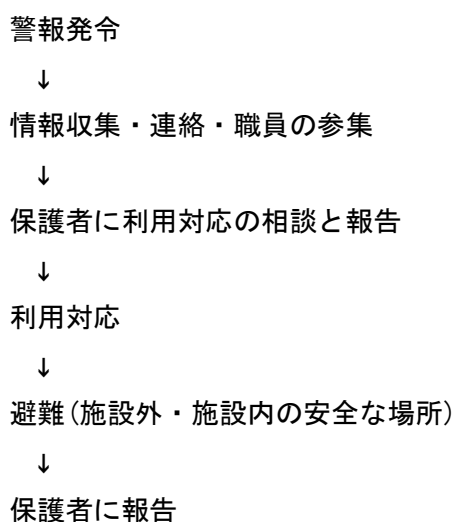
①事業所 2F	②東部小体育館	③成名公民館
---------	---------	--------

5 災害別対応

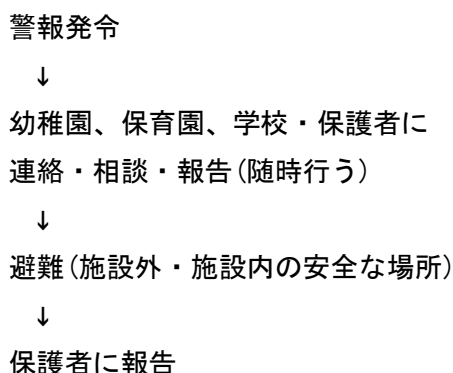
① 暴風・大雨・洪水・大雪時の対応

- ・朝、警報発令の場合は職員間で連絡を行い、利用の相談を行う。また、各地域の実情と保護者の要望に合わせて関係機関と連携し、サービス調整等の対応を行う。
- ・幼稚園、保育園、学校がある時間帯であれば、保護者や幼稚園、保育園、学校と情報を共有しながら、利用児や職員の安全性を考慮し利用対応を考える。特に送迎時は安全なルートを通る、欠席を考える。
- ・利用時に、避難が必要になった場合は速やかに災害対応避難場所へと避難を行う。

【対応例】朝

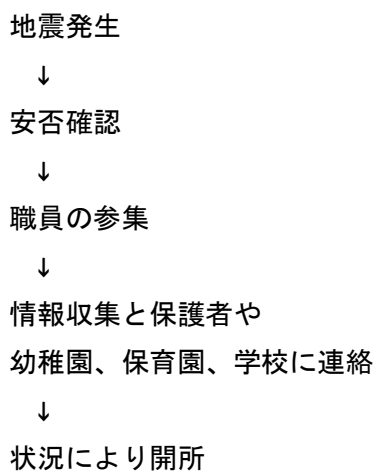


【対応例】平常時

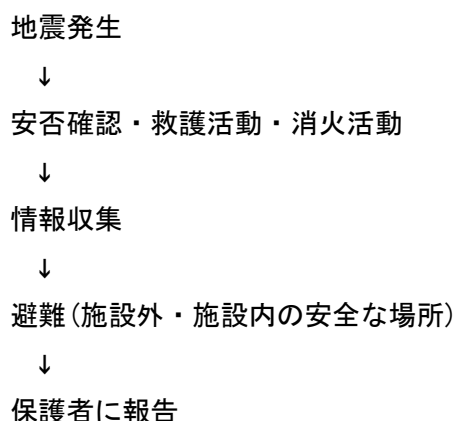


② 地震発生時の対応

【対応例】朝



【対応例】平常時



③火災発生時の対応

【対応例】

火災発生

第1発見者「火事だ!」と叫ぶ

↓

通報

通報担当又は第1発見者は119番通報

1「火事です」、2住所・通報者の名前、3建物の状況確認、4安否確認(逃げ遅れの有無)、5燃えているもの、6通報者の名前・電話番号を伝える。

↓

初期消火

消火器による消火活動

電気火災は感電の心配があるため、ブレーカーを落とし、電源を遮断してから消火する
区間形成・安否確認

消火担当は窓、扉を閉め、火元を遮断する

↓

避難誘導

避難誘導担当は非常時グッズを持ち、大声でどこからどこへ避難できるか指示する。

出火箇所を避け、煙等の被害が出ない経路を選択する。

ハンカチ等を鼻と口にあて、煙を吸い込まないように姿勢を低く避難するように指示

自力では避難が難しい利用児は、職員が搬送

↓

情報伝達

通報担当は建物の中にいる人に火災が発生したことを知らせる。

通報担当は防火管理者に連絡する。

↓

安否確認・救護活動

管理者は、全員そろっているか、負傷者はいないか確認を行う。

↓

消防隊到着

全員避難したか、負傷者はいないか、出火箇所はどこか、初期消火状況、そのほか必要事項を消防隊員に伝える。

↓

保護者に報告

5-1 災害時対応(補足)

<職員の参集>

- ・ 防災責任者・管理者は、職員の安否確認と共に、参集できる状況か確認する。(連絡先は職員緊急連絡票に参照)
- ・ 職員は防災責任者の指示に従い、職員自身と家族の安全が確保された場合参集する。
- ・ 勤務時間外に発生した場合は、参集者で災害対策室を立ち上げる。

配備体制	配備基準	対象職員
注意配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に大雨、風雪、洪水注意報が1以上発表されたとき。 ・ 県下に震度3の地震が発生したとき。 	防災責任者又は管理者は自宅で待機し、常に出勤できるようにすること。
警戒配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に大雨、暴風、暴風雪、洪水警報が1以上発表されたとき。 ・ 県下に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき。 	防災責任者又は管理者は自宅で待機し、常に出勤できるようにすること。
災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要するとき。 ・ 地域に災害が発生し、その規模及び範囲等から早急な対策を要するとき。 ・ 県下に震度5強以上の地震が発生したとき。 ・ その他、防災責任者又は管理者が必要と認めるとき。 	防災責任者又は管理者は、事業所に出勤すること。 その他の職員は家族等の安全が確保され次第、出勤すること。

<安否確認と救護活動>

- ・ 防災責任者又は管理者は、参集した職員と手分けをし、直ちに利用者・職員の安否を確認する。

※安否確認方法・・・①電話 ②SNS(LINE など) ③災害用伝言ダイヤル

※利用者は、様式④の利用者安否確認シートを使用する。

※職員は様式⑤の職員安否確認シートを使用する。

- ・ 負傷者がいる場合は応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡する。(利用者緊急対応フローチャート参照。)

<情報収集と連絡>

- ・事業所の破損や事業所周辺の危険性について確認を行う。
- ・テレビ、ラジオ、インターネット、津山市災害情報メールなどで警報、災害情報、交通状況など必要な情報収集を行う。
- ・職員間で十分な意思疎通や情報共有が図れるように、ホワイトボードや掲示板に被害情報などを記入する。
- ・災害の正確な情報を伝えて、利用児・保護者の動揺や不安の解消をするとともに、避難の準備など適切な行動が取れるようにする。
- ・事業所が被災した場合には、消防や津山市危機管理室(危機管理担当者・消防防災担当)又は障害福祉課に応援を要請や被災状況を報告するとともに、必要な指示を受ける。

<避難>

- ・避難先や避難経路の安全確認をする。
- ・避難は、事業所の立地状況や被害状況により異なる。津山市危機管理室(危機管理担当者・消防防災担当)又は障害福祉課、消防その他の防災関係機関からの情報からの情報や周辺状況なども含め、総合的に判断する。(事業所での宿泊や近くの避難所への移送等)
- ・事業所職員が不足している場合、地域の協力者の協力も得て避難する。
- ・ブレーカーの切断など、2次災害発生の防止措置をとる。
- ・余震についても十分注意する。
- ・防災カードを子ども達に持たせる。(防災カードは、必要に応じて更新することとする)

<家族への報告>

- ・災害用伝言ダイヤルサービスなど、事前に定めた災害時の連絡方法により、家族に利用児の状況と事業所や被害状況等を伝える。
- ・事前に予測できる災害の場合(例、大雨警報発令の予測ができる場合)は、事前に保護者・学校と連絡を取り早めの対応を行う。

<健康ケア・メンタル対策>

- ・利用児・保護者・職員の健康・精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努める。
- ・心身の変調が著しい利用児に対しては、相談支援専門員・行政と相談を行う。

5-2 災害時対応(補足)

<電気が止まった場合>

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
情報機器(パソコン・テレビ・インターネットなど)	防災ラジオを使用する。
冷蔵庫・冷凍庫	夏場は暑さ対策としてクーラーボックス・保冷剤等を用意。
照明器具・冷暖房器具	毛布・使い捨てカイロ、灯油ストーブ

<ガスが止まった場合>

稼働させるべき設備	代替策
暖房機器	毛布・使い捨てカイロ、灯油ストーブ
調理器具	カセットコンロ・ホットプレート・ガスボンベ

<水道が止まった場合>

①飲料水

- ・飲料水の備蓄をしておく。(1日に必要とする飲料水は1.5~3ℓ程度。)
- ・消費期限までに買い替えるなど定期的な点検を行う。

②生活用水

- ・食事は紙皿・紙コップを使用する。
- ・トイレは簡易トイレやおむつを使用する。

<通信が麻痺した場合・システムが停止した場合>

- ・災害時優先電話を使用する。
- ・緊急連絡を整備し、活用する。
- ・施設内もしくは職員の個人スマホを利用する。
- ・手書きによる事務処理を行う。

<衛生面の対策>

①トイレ対策

- ・電気、水道が止まった場合、速やかに簡易トイレを設置する。
- ・排泄物などは、一時的にベランダに保管する。
- ・消臭固化剤を汚物に使用する。
- ・生理用品を常備しておく。

②汚物対策

排泄物などはポリ袋などに入れて密閉し、利用児の出入りの無い空間へ衛生面に留意して隔離、保管をしておく。

6 災害後の情報収集と提供

①収集方法等(建物・設備の被害点検シートを活用する。)

- ・建物の被害状況の把握(必要であれば、建築業者に建物の被害調査を依頼する)
- ・設備、物品等の被害の把握
- ・災害後の環境や物資などの状況確認

②注意事項

- ・けが人の有無(傷病程度も含む)を把握し、必要な応急処置を行う。
- ・常に最新情報を収集し、誰でもわかるように壁などに情報を張り出す。情報の一元化を図る。
- ・災害対策職員と自宅待機職員に振り分け、常に情報共有を行い各地域の実情の情報を収集する。また出勤状況により、職員の体調及び負担軽減に配慮して勤務体制を検討する。

○事業所で想定される影響

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力			復旧						
飲料水	→								
生活用水	→								
ガス	→								
携帯電話			復旧			ガスボンベ			
メール			復旧						
			復旧						

7 平常時の対応

(1)建物・設備の安全対策

①人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
建物(柱)	} 防災訓練時に点検する。	
建物(壁)		
非常階段		

②設備の耐震措置

対象	対応策	備考
本棚	} 転倒防止対策	
キッチン棚		
消火器・非常ベル	} 設備点検	
ガス栓・暖房器具		

③水害対策

防災訓練・研修時に浸水・暴風雨による危険性の確認、外壁のひび割れや欠損、周囲に倒れそうなもの・飛散しそうなものを点検する。

○資金手当て

・事故時：

任意保険加入しています。

・火災・地震・洪水：

8 緊急電話等

①関係防災機関

・消防(火災・救急) 119	・津山消防本部 0868-31-1119
・東消防署 086-21-0119	・災害用伝言ダイヤル 171・警察 110
・津山市危機管理室(直通電話 危機管理担当者)	0868-32-2042 fax0868-22-1896
・津山市危機管理室(消防防災担当)	0868-22-1190 fax0868-22-1381
・津山市障害福祉課	0868-32-2067 fax 32-2153
・奈義町子ども・長寿課	0868-36-6700 fax0868-36-6772
・勝央町役場健康福祉部	こども未来室 0868-38-1192 fax0868-38-7103

※復旧作業依頼→

復旧作業依頼をお願いしている会社があります。

②職員緊急連絡網

- | | |
|---------------|--------------------|
| ・ 管理者・児童発達支援管 | (防災責任者・通報担当) |
| ・ 理責任者を中心に役割 | (火元責任者・避難誘導担当) |
| ・ を決めています。 | (防火管理者・通報・消火担当) |
| ・ | (支援・避難誘導・消火担当) |
| ・ | (支援・メンタルケア・避難誘導担当) |

学校連絡リスト

③市町村別学校連絡先

No	学校名	代表番号	FAX番号	学年・生徒名	備考
1	個人情報のため、HP用の防災マニュアルは電話番号を非公開とさせていただきます。				
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					

電話帳

④緊急連絡先

No	氏名	代表番号	番号②	番号③	備考
1	個人情報のため、HP用の防災マニュアルは電話番号を非公開とさせていただきます。				
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

9 参考書類

種類	情報の種別	それぞれの違い
特別警報	大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮	・重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合に発表
警報	大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮	・重大な災害の起こるおそれがある場合に発表
注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪	・災害の起こるおそれがある場合に発表
気象情報*	・大雨に関する気象情報 ・台風情報 ・竜巻注意情報 ・記録的短時間大雨情報 ・長期間の高温に関する気象情報 など	・警報等の対象となる現象の経過、予想、防災上の留意点などを解説するため必要に応じて随時発表 ・警報等の対象ではない、社会的に影響の大きな天候の状況なども必要に応じて随時発表

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難の情報	雨の情報	川の情報
5	命を守って！	災害発生	大雨特別警報	氾濫発生情報
4	危険場所から避難	避難指示(緊急) ・避難勧告	土砂災害警戒情報	氾濫危険情報
3	高齢者など避難	避難準備	大雨・洪水警報	氾濫警戒情報
2	避難方法確認	—	大雨・洪水注意報	氾濫注意情報
1	最新情報に注意	—	早期注意情報	—

<更新履歴>

更新日	更新内容
令和4年6月12日	更新 学校の電話帳・緊急連絡先・職員緊急連絡網の変更。
令和5年10月10日	更新 学校の電話帳・緊急連絡先の追加・職員緊急連絡網の変更。
令和8年1月7日	多機能型事業所への変更。島根東部の地震のため見直し。

利用者緊急対応フローチャート

救急外来受診及び救急車対応

